

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
12 月 9 日
(火曜日)

山口県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十二月九日

山口県知事 村岡嗣政

名 医療機関地 指定年月日

沼二丁目消化器内科・内科 宇部市沼二丁目一番四一號 令和七、一一、一

クリニック 並木通り ゆうクリニック 山口市中央二丁目六番一八號 一〇、

藤井歯科医院 長門市油谷新別名九九三の一 一

のはら薬局 宇部市野原一丁目五番一號 一

ひかり薬局 萩駅前店 令和七、一一、一

萩市大字椿三五三七の九 クククク

ひかり薬局 萩駅前店 クククク

宇部市野原一丁目五番一號 クククク

藤井歯科医院 長門市油谷新別名九九三の一 クククク

のはら薬局 宇部市野原一丁目五番一號 クククク

藤井歯科医院 長門市油谷新別名九九三の一 クククク

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）

保安林予定森林（森林整備課）

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地区）換地計画書の縦覧

農村整備課

県報の正誤（令和七年七月二十五日山口県選挙管理委員会告示第五十一号）

○雑報



山口県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十二月九日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年十二月九日

山口県知事 村岡嗣政

名 称 在地 機関地 指定年月日

名 称	在 地	機 關	指 定 年 月 日
メンタルクリニック Mat	山口市中央二丁目六番一八号	廢止年月日	令和七、九、三〇
ob a			
浅上内科胃腸科医院			

山口県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年十二月九日

山口県知事 村岡嗣政

名 称 在地 機関地 指定年月日

名 称	在 地	機 關	指 定 年 月 日
下松市望町四丁目一三番五号			
山陽小野田市大字郡三三二一の二			
かわむら内科			

- 一 縦覧に供する書類
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地）換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和七年十二月九日

山 口 県 知 事

村 岡 脩 政

- (二二六) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地）換地計画書の縦覧
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区東割石換地の換地計画を定めたの
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
に供します。

令和七年十二月九日



- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字鈴野川字足谷上下一〇二五七の一（次の図に示す部分に限る。）
阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄一八一〇の一九・字下忠地東平一八一〇の三から一八一〇の六まで、一八一〇の八、一八一〇の一七、一八一〇の一八、一八一〇の二二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市役所及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄二九八〇、二九八三の一、二九八五、一六二三の一、一六二四、一八一〇の一九、字下忠地東平一八一〇の三から一八一〇の六まで、一八一〇の八、一八一〇の一七、一八一〇の一八、一八一〇の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字鈴野川字足谷上下一〇二五七の一（次の図に示す部分に限る。）

阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄一八一〇の一九・字下忠地東平一八一〇の八・一八一〇の一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

正誤			
ページ	段	行	
下	上	三から四	
一	二	一	正誤
二	三	二	正誤

〔美和町国保病院〕を〔岩国市立美和病院〕に、「玖珂郡美和町大字瀬前一七六番地の二」を「岩国市美和町瀬前一三八三の二」

昭和四十一年山口県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和四十一年山口県選挙管理委員会告示第五十二号

平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号

平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号



令和七年七月二十五日山口県選挙管理委員会告示第五十一号（不在者投票ができる病院の指定に関する告示の一部改正）

山口県農林水産部農村整備課